

山梨県公報

号外第二十九号

令和六年

九月三日

火曜日

目次

条 例

- 山梨県県税条例等の一部を改正する条例……………
○山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………

条例のあらまし

- **山梨県県税条例等の一部を改正する条例** (条例第五十三号) (税務課)
- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第四十六号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- **山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例** (条例第五十四号) (建築住宅課)
- 1 建築基準法の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和六年法律第五十三号) 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公報号外 第二十九号 令和六年九月三日

山梨県条例第五十三号

山梨県県税条例等の一部を改正する条例

(山梨県県税条例の一部改正)

第一条 山梨県県税条例 (昭和三十六年山梨県条例第十一号) の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

(山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県個人番号の利用等に関する条例 (平成二十七年山梨県条例第四十号) の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第四号中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改め、同条第五号中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改め、同条第六号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

(山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 (令和四年山梨県条例第五十七号) の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 (令和六年法律第四十六号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年九月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第五十四号

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山梨県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 山梨県建築基準法施行条例 (昭和三十六年山梨県条例第十九号) の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第二号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改める。

第二十三条の八第二項中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同条第三項中「第十八条第十九項」を「第十八条第二十八項」に改める。

別表第六の一の項中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改める。

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項ト中「第十八条第十六項」を「第十八条第二十項」に改め、同項チ中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第三十八項第一号」に改め、同項リ中「第十八条第二十四項第二号」を「第十八条第三十八項第二号」に改める。

附則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。